

点検・評価報告書 様式

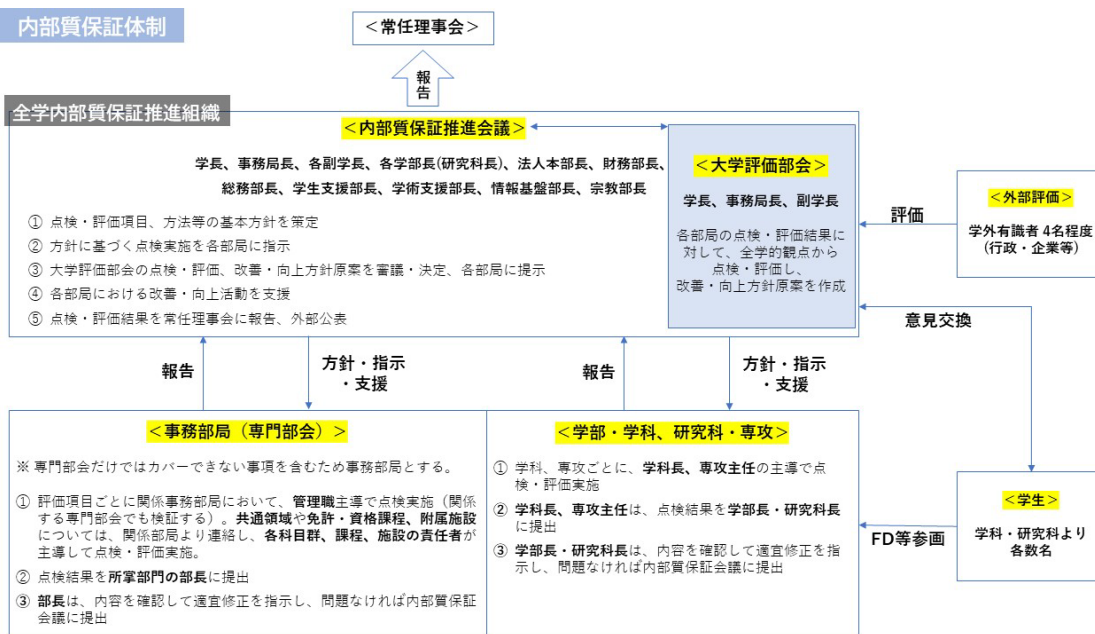
第2章 内部質保証(基本情報一覧)

内部質保証

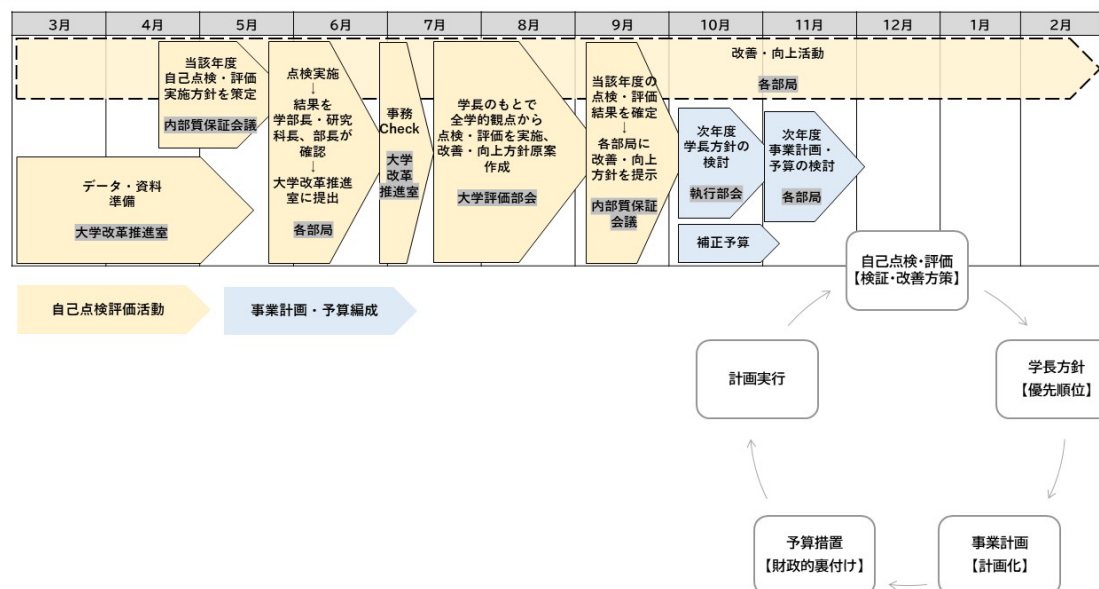
内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
大学の内部質保証に関する方針	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/houshin/05.html
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に関する全学的な方針および手続の策定 ・自己点検・評価の実施に関する事項の策定 ・自己点検・評価の検証およびこれに基づく改善・向上の方向性検討 ・自己点検・評価結果の公表に関する事項 ・認証評価受審に関すること
	名簿(URL・印刷物の名称)
	学長、事務局長、各副学長、各学部長(研究科長)、法事本部長、財務部長、総務部長、学生支援部長、学術支援部長、情報基盤部長、宗教部長
備考:	

《体制図》

内部質保証体制



【自己点検・評価】実施スケジュール



点検・評価報告書 様式

設置計画履行状況調査等への対応(5カ年)[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料(設置履行状況調査結果など)
	なし			
備考:				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/hyouka/rhnb30000000lf4g-att/boogco00000ms9z.pdf
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/hyouka/rhnb30000000lf4g-att/boogco00000msa0.pdf
備考:	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/jiko/index.html
[教育情報]	
教育研究上の目的	PDF 規程集 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/rinen/mokuhyo/index.html
教育研究上の基本組織	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/houshin/01.html
学位授与方針	PDF 規程集 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/rinen/diplomapolicy/index.html
教育課程の編成・実施方針	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/rinen/curriculumpolicy/index.html
学生の受け入れ方針	https://www.kyoto-wu.ac.jp/nyushi/daigaku/senkou/index.html
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.kyoto-wu.ac.jp/gakubu/kyouin/index.html https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.kyoto-wu.ac.jp/shakai/kamoku/timetable.html https://crs.kyoto-wu.ac.jp/education/jikanwari/pdf/1001.pdf https://syllabus.kyoto-wu.ac.jp/syllabus/campusquare.do?_flowExecutionKey=cA9F1BFB1-5657-0FC3-B124-ADF68F8CB570_k4D93AF91-9DFB-22D0-7B00-085F52E79976
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
財務情報	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html
備考:	

※関係法令:学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表[学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	IR 情報 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/ir/fact.html
学位の取得状況	IR 情報 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/ir/fact.html
学生の成長実感・満足度	IR 情報 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/ir/fact.html
進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/jisseki/index.html

点検・評価報告書 様式

修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照
学修時間	IR 情報 https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/ir/fact.html
学修成果・教育成果を保證する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	入試結果データ https://www.kyoto-wu.ac.jp/nyushi/daigaku/kekka/index.html
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照 https://www.kyoto-wu.ac.jp/admin/reiki_int/reiki_honbun/j000RG00000007.html
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照 https://www.kyoto-wu.ac.jp/zaigaku/tani.html
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照 https://syllabus.kyoto-wu.ac.jp/syllabus/campusquare.do?flowExecutionKey=cA9F18FB1-5657-0FC3-B124-ADF68F8CB570_k4D93AF91-9DFB-22D0-7B00-085F52E79976
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	なし
FD・SDの実施状況	FD(https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/quality/fd/index.html)
備考:	

※関係資料:教学マネジメント指針(中央教育審議会大学分科会)別紙 3

情報公表[教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/kyoshoku/kyouin/rhnb3000000050ug.html
備考:	

※関係法令:教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。

内部質保証に関する全学的方針として、「大学の内部質保証に関する方針」を定め、基本的な考え方、体制、手続等を明示しており(根拠資料 2-1【ウェブ】)、より詳細な説明は自己点検・評価実施要項を作成して構成員に共有している(根拠資料 2-2)。本学の内部質保証は自己点検・評価を基盤として実施しており、点検・評価のプロセスは次のとおりである。毎年度、全学内部質保証推進組織である「内部質保証推進会議」が当該年度の自己点検・評価実施要項を策定し、これに基づき各学科等及び事務部局が指定された評価指標に基づいて自己点検・評価を行う。実施方針の策定に当たっては、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針はもとより、授業アンケート、卒業時アンケート、ALCS 学修行動比較調査、就職状況といった学生関連データや、科目ごとの成績分布など各種 IR データを参考資料として提供し、客観的なデータ・指標に基づく自己点検・評価を担保している。点検・評価結果はそれぞれ所管する学部長・事務部長の確認を経た後、内部質保証推進会議のもとに設けられた「大学評価部会」(学長・事務局長・副学長)において全学的な観点から精査する(根拠資料 2-3【ウェブ】)。その後、大学評価部会の評価結果を基に、内部質保証推進会議において自己点検・評価を踏まえた「改善・向上に向けた提言」がまとめられ、各部局にフィードバックされる(根拠資料 2-4)。あわせて「改善・向上に向けた提言」は、次年度学長方針・事業計画の検討資料としても活用される(根拠資料 1-8)。

上記プロセスによって、学長をトップとする内部質保証推進会議のもとで、全学的な PDCA サイクルの実質化に取り組んでいる。特に改善・向上に向けた提言を各部局にフィードバックするだけでなく、次年度学長方針・事業計画に反映させることによって、必要な予算的措置を行い、実質的な改善・向上が実現するように留意している。

・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

教育の企画・設計について、全学共通の教育課程の枠組み等は高等教育開発センターが、各学科や語学科目・情報科目等の各領域の教育課程はそれぞれ所掌する部局において原案を策定する。まとめられた原案は関係する会議等を経て、学長の諮問機関である部局長会において審議するが、その過程で全学的な観点から調整が図られる。実施後の検証は毎年度の自己点検・評価において行う。個々の授業レベルでは、授業アンケート結果等を基に振り返りが行われ、学位プログラムレベルでは、同じく授業アンケート結果や成績分布等の資料を基に検証される。各部局の点検・評価結果は、前述のプロセスを経て大学全体の観点から「改善・向上に向けた提言」としてフィードバックされ、また必要に応じて次年度の学長方針や予算編成に反映する（根拠資料 2-2）。

また自己点検・評価及び改善活動に資する取り組みとして、IR データの可視化と共有を促進するために BI ツールの Tableau Cloud を導入している。全学科・事務部局に Tableau Cloud のライセンスを配付し、志願者数や成績分布、各種アンケート結果などの各種データ・情報に常にアクセスできる環境を整備している。これらの IR データは、毎年度の自己点検・評価活動や施策検討に活用している。

自己点検・評価以外の場合で見出された課題や、個別の部局で自発的な検討が生じにくい新たな取り組みについては、学長のリーダーシップによる指示のもと、関連する部局・会議体等において原案を検討し、部局長会または学長直轄会議において全学的な意思決定を行うというプロセスを用意している。実行にあたって調整が必要な事項は、部局長会等で意見交換を行い、必要に応じて各学科からの意見聴取も行ったうえで、学長のもとで調整が図られる。早急な改善が必要な事項や試行的に取り組む活動に対しては、学長裁量予算を活用し、臨機応変な改善活動の支援に努めている。

・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

毎年度の自己点検・評価プロセスは、上述の通りである。以下、大学全体規模の改善・向上の取り組み例について記載する。

自己点検・評価において課題に挙げられた学位授与の方針 (DP)、教育課程編成・実施の方針 (CP) およびカリキュラムツリーの見直しについて、学修成果の可視化の取り組みと関連して進めた。検討に際しては、副学長 (大学運営担当) と各学科長が個別に面談し、各学科の事情を聴取した。学修成果の可視化の全学的な実施について、まずは卒業を年度末に控えた学生に LMS 上でこれまでの学びの成果を振り返りまとめてもらい、教員がそれを確認してフィードバックするという試みを全学科で実施した。その際、DP の達成度という観点から振り返りを行ってもらう中で、DP 自体のわかりにくさという課題が浮上した。特に従来の DP には「自律性」「自立性」の 2 項目があり、学生視点で考えた時に 2 つの厳密な区別が困難との意見が複数学科からあり、それらを踏まえて DP、CP 等の改訂を議論した。

点検・評価報告書 様式

具体的な検討として、令和 5 (2023) 年度より教学マネジメント専門部会において全学 DP・CP 改訂とカリキュラムツリー作成に関する議論を行った結果、新方針では「社会性・自律性」を「対話・協働性」に、「自立性」を「主体性」に変更を含む DP、CP 改訂原案とカリキュラムツリーの枠組み案を策定した。教学マネジメント専門部会で作成した原案は、部局長会における全学的な観点からの調整を経て各学科に共有し、各学科では当該案をベースにそれぞれの特性を踏まえた学位プログラムごとの DP・CP 改訂案を作成した。それらの改訂案も部局長会における調整を経て最終的に決定し、このプロセスによって大学全体として DP への意識を高めるとともに、各学科の学位プログラムの特性について自覚を促す機会となった。改訂 DP・CP は令和 7 (2025) 年度入学生から適用し、大学ホームページ等で公開している（根拠資料 2-5【ウェブ】、根拠資料 2-6【ウェブ】、根拠資料 2-22）。

また入学者受け入れの方針 (AP) については、入試制度との関連から入学者選抜会議の下、各学科の特性の明確化と入試制度の多様化と改訂 DP・CP との接続を念頭に各学科を交えて検討・改訂し、大学ホームページ、入試ガイド等で広く公開した（根拠資料 2-7【ウェブ】）。

学修成果の可視化の取り組みは、上述の試行を経て、令和 7 (2025) 年度からは対象を卒業年次生から全学生に拡大し、年間の学修成果の振り返りと新年度の学習目標を LMS で記載し、教員がアドバイスを行うことになっている。これにあたり、学修成果の可視化の必要性と意義について全学 FD（高等教育開発センター主催）を実施し、あらためて理解の共有を図った（根拠資料 2-8）。加えて令和 7 (2025) 年度からは各学科すべてのゼミ科目において、ルーブリック評価を導入することとした。その準備としてルーブリックの意義と活用方法に関する全学 FD を実施した上で、次年度シラバス作成の時期に合わせ、学科ごとにルーブリック作成にかかるワークショップを開催（令和 6 (2024) 年 12 月から令和 7 (2025) 年 2 月にかけて計 10 回）し、また、ルーブリック作成ガイドの製作・配付をおこなった（根拠資料 2-9【ウェブ】）。

学長のリーダーシップのもと関連する部局・会議体等において原案を検討し、部局長会または学長直轄会議において全学的な意思決定を得るというプロセスによる新たな企画の例としては、令和 9 (2027) 年度に予定する教育課程の枠組み変更が挙げられる。1 回当たりの授業時間を 90 分から 100 分へ変更し、授業回数を 14 回とする案について、教学マネジメント専門部会において議論の上で原案を策定し、部局長会における全学的観点からの調整、各学科からの意見聴取を経て、再び部局長会において決定した（根拠資料 2-10）。

教職課程の自己点検・評価は、毎年度、全国私立大学教職課程協議会へ報告書を提出のうえ完了証を受領している。点検・評価プロセスは、教職課程カリキュラム検討部会において点検・評価プロセスの確認、教職課程自己点検・評価報告書作成の分担、教員免許取得者数等の基礎データの収集などについて検討および協議を行う。実施に際しては、文部科学省検討会議「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」や全国私立大学教職課程協会「教職課程自己点検・評価報告書作成の手引き」に示されている実施単位（「大学全体」「学科等」「授業科目」の 3 つのレベル）の関連性に留意して行う。さらに、作成した教職課程自己点検・評価報告書の精度を向上させるため、各学部・学科の教職課程教育の取り組みについて、別の教職課程カリキュラム検討部会委員が報告書を精査し指摘を行う第三者確認を行う。その後、学外者による確認を本学が加盟する京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会のピアレビューにかける。同協議会では完成した

点検・評価報告書 様式

報告書を大学間で回覧し指摘や意見を収集する仕組みを設けており、このピアレビューを通じて、他大学の教職員からの意見や指摘を反映し、修正を加えたうえで、教職課程自己点検・評価報告書を完成する。完成した報告書は、教職支援センター運営委員会に報告され、学内の教務事項を検討する組織である学修支援専門部会において共有される。その後、各学科の教務委員を通じて全教職員に向けて発信されるとともに、全国私立大学教職課程協会から完了証が授与された時点で、大学ホームページにて公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】）。最後に自己点検・評価の結果を踏まえ、今後の教職課程教育および運営の課題に基づいたアクション・プランを策定している。

・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

学生からの意見聴取については、量的調査として授業アンケート、卒業時アンケート、学修行動調査、ALCS 学修行動比較調査等において継続的に実施している。これらの調査結果は、上述の通り、学科レベルの自己点検・評価活動において参考指標として指定され、学科会議で結果を共有した上で、自己点検・評価に活用している（根拠資料 2-12）。

また令和 6（2024）年度より、学長と学生との意見交換及び各学科 FD における学生からの教育課程に関する意見聴取を実施している。学長と学生との意見交換は、令和 5（2023）年度に試行的に 1 回、令和 6（2024）年度に 5 回実施し、カリキュラムや授業のあり方、ジェンダー教育の可能性などについて率直な意見交換がなされた（根拠資料 2-13）。そこで明らかになった問題点については、学長から必要に応じ担当部署に直接指示が出されるほか、自己点検・評価プロセスの中で全学的観点から提言をおこなう際の参考として活用している。

外部評価については、平成 28（2016）年度より「京女ラウンドテーブル」として産官学連携の推進のために外部委員との意見交換の場を持ち、その際に教育課程等についても人材育成等の観点から意見を聴取してきた。令和 6（2024）年度からは、内部質保証推進会議のもとに外部評価会議を設置し、産業分野、行政分野、学術分野の外部有識者を委員として招聘し、教育課程やリカレント、質保証体制等に関する外部の視点による評価をおこなった。外部評価では大学の各種取り組みについて、概ね肯定的な評価を得ることができ、さらに今後注力すべき事項等について率直な意見をいただいた（根拠資料 2-14）。結果については、内部質保証推進会議等を通じて全学的に共有しており、今後の取り組みに反映する。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

前回の認証評価における指摘事項については、内部質保証推進会議において共有し、提言ごとに改善・向上の取り組みを事業計画の中に組み入れ、これを推進しており、大学院の定員充足率等の未達事項もあるが、制度等の整備については中間報告までに完了している（根拠資料 2-15【ウェブ】、根拠資料 2-16【ウェブ】）。また、学部・学科設置や教職課程認定等に係る指摘事項についても、速やかに対応の上、完成年度までの AC において、適宜、状況を報告している。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項、教職課程に関する自己点検・評価結果、その他諸情報については、大学ホームページに掲載公表している（根拠資料 2-17【ウェブ】、2-11【ウェブ】）。

・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

学生の学習実態、学修上の成果に関する情報はデータブック形式で視覚的にわかりやすい形で公表している（根拠資料 2-18【ウェブ】）。

教職課程に関する点検・評価結果については、全国私立大学教職課程協議会へ提出した報告書、同協議会から受領した完了証、及び学習上の成果である教員免許取得・就職状況等を大学ホームページにて公表している（根拠資料 2-19【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学における内部質保証システム自体の点検・評価を実施するために、自己点検・評価活動における評価項目として「内部質保証」を設けている。また令和 6（2024）年度実施の外部評価においても、評価項目として「質保証体制」を設定し、学外の視点を取り入れた点検・評価を行い、付された提言については次年度に反映することとしている。現行の内部質保証システムの在り方は、前回（平成 30（2018）年度）の大学評価における指摘を踏まえ、実効性を重視した内部質保証体制を目指し、令和 4（2022）年度の大幅な大学運営組織体制の改編の中で構築されたものである。大枠は上述のとおりであるが、実効性の担保と効率性とのバランスを取りながら、毎年度、自己点検・評価の方法や各部局へのフィードバック方法等について、変更を積み重ね、効率的かつ実質的なものとなるよう努めている。具体的には、令和 5（2023）年度は評価項目を毎年度継続して確認すべき事項に絞って負担の軽減を図り、令和 6（2024）年度は大学評価受審前年度にあたるため、大学基準項目に基づく点検・評価を実施して大学評価の接続を企図した（根拠資料 2-20）。

また、教学面の内部質保証体制（教学マネジメント）の検証・改善として、令和 6（2024）

点検・評価報告書 様式

年度自己点検・評価結果により内部質保証推進会議からの提言として「(基準 2. 内部質保証評価項目①) 課題としている教学マネジメントと内部質保証に関する組織の関係性が明確でないことに関し、それぞれの役割や現状を整理して令和 6 (2024) 年度中に改善案を策定してください。」と付されたこと、及び令和 7 (2025) 年度学長方針で「②学科運営の実質化・効率化を目指し運営責任者たる学科長の任期の延長を検討するとともに、執行部と学科を繋ぐ具体的な仕組みを策定する」「④大学運営における各事業の点検・評価方法及び各組織の運営体制を見直し、質保証体制を確実なものにする」と付されたことを踏まえ、高等教育開発センターでの見直し案を作成し、部局長会の審議を経て、令和 7 (2025) 年度より以下の点について教学マネジメント体制を改めることとした(根拠資料 2-21)。

(1) 学科長任期の変更

現行の単年度任期では、本来の学科長制度の目的である学科マネジメントスキルの獲得や 1 年間を通じた業務経験を踏まえて次年度の改善・向上に活かすプロセスを構築しづらい状況にあったため、学科運営体制の継続的な改善・向上を目的として令和 7 (2025) 年度より任期を 2 年に変更した。

(2) 学部長・学科長連絡調整会議の設置

部局長会及び学長直轄会議での決定事項等について、学部長から学科長を通じて学科に共有することとなっているが、現状では学科によって周知状況に差が生じている等の課題があった。そこで副学長(大学運営担当)が主宰する「学部長・学科長連絡調整会議」を設置し、情報共有体制の強化を図った。

(3) 教学マネジメント体制の見直し

本学の教学マネジメントに関わる組織として、「教学マネジメント専門部会」「教学マネジメント推進会議」「高等教育開発センター」を設置しているが、各組織の所掌事項等に重複があり合理的な運営の観点から課題があった。より実質的・合理的な体制を構築すべく、教学マネジメント専門部会と高等教育開発センターの所掌事項を整理し、教学マネジメント推進会議を廃止(学部長・学科長連絡調整会議に統合)する等の規程変更を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

前回の認証評価結果等を踏まえ、内部質保証体制全体の見直しをおこない、実効性ある PDCA サイクルを構築するための工夫を重ねてきた。内部質保証推進会議による全学的見地からの助言・指導の内容を、次年度学長方針ならびに事業計画に反映させ、必要な予算措置を可能にするとともに、進捗も確認する機会を設定することで実行性を高めるよう努めている。これらの工夫によって、実効性のある内部質保証システムを構築している。

なお、大学の諸事項の改善にあたっては、自己点検・評価において見出される事項だけではなく、他の場面で表出した事項も臨機応変にすくい上げて改善に繋げるために、学長のリーダーシップのもと、諮問機関である部局長会において機動的に諸事項を審議決定して実行に移すプロセスも活用している。また、このような改善活動に充当する予算がない場合の措置として「学長裁量予算」を準備している。

【問題点】

令和 4 (2022) 年度の大幅な大学運営組織の改編から、実効性のある教学マネジメントシ

点検・評価報告書 様式

システムを目指し、工夫と改変を続けてきた。その目標は学生主体の学びの実現であるが、現状では教職員全員に教育改善への意図が十分浸透しているとは言えない。今後も改革を進めながら、その必要性和意義を繰り返し共有し、学内に共通理解を作り上げていくのが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

上述の通り、実効性ある内部質保証システムの構築のために試行錯誤を重ねてきており、それは今後も継続するものと考えている。特にこれからの数年は、全学的な教育課程の枠組み等の大きな改変も続くことから、毎年度の自己点検・評価で常に検証し、質保証体制の改善を積み重ねていく。